

著作者人格権に関する一考察

——法制比較の試み(その二)

戸波美代

I、はじめに

II、ベルヌ条約における「著作者人格権」

1、ローマ改正会議でのイタリア提案

2、ブラッセル改正会議以降の規定

III、諸国の法制にみる「著作者人格権」

1、「著作者人格権」の個数と地域分布

2、公表権を軸とした比較

3、氏名表示権を軸とした比較(以上前稿)

4、同一性保持権を軸とした比較

(1) ブラッセル改正会議における同一性保持権拡大の試み

(2) ブラッセル改正規定の解釈

(A) 著作者は「名誉又は声望を害するおそれのない改

変等」に異議を申し立て得るとする解釈

(B) 著作者は「名誉又は声望を害するおそれのない改

変等」に異議を申し立て得ないとする解釈

(3) 諸国の対応

(A) 「名誉、声望」要件

(a) 「名誉、声望」要件をほぼそのまま採用する諸

国

(b) 「名誉、声望」要件に、保護を狭めるとみなさ

れる修正を加える諸国

(c) 「名誉、声望」要件に、保護を広げるとみなさ

れる修正を加える諸国

(d) 「名誉、声望」要件に替え、独自の内容の要件

を定める諸国

(e) 「名誉、声望」要件に対応する要件を定めない

諸国

著作者人格権に関する一考察(その二)(戸波)

- (B) 「変更権」
 - (C) 「監督権」
 - (D) 同一保持権を補強するその他の規定
 - (E) 小括
- 5、その他の比較
- (1) 修正権
 - (2) 撤回権
 - (3) アクセス権
 - (4) 廃棄通知受諾権
 - (5) 名誉権
 - (6) 小括
- IV、「著作者人格権」の制限等（以下次稿）

4、同一性保持権を軸とした比較

(1) ブラッセル改正会議における同一性保持権拡大の試み
前稿では、諸国の法制にみられる「著作者人格権」を、「権利個数と地域分布」「公表権の軸」「氏名表示権の軸」に基づいて比較した。本稿では、「同一性保持権の軸」に基づく比較、「その他の比較」を試みることにする。

同一性保持権を比較する前提として、まず、ベルヌ条約ブラッセル改正会議（一九四八年）の経緯に言及しておこう。

ブラッセル改正会議においては、同一性保持権の拡大が試みられたが、修正された同一性保持権については、その解釈に若干の相違がみられるからである。

前稿で指摘したように、一九二八年のローマ改正会議においてイタリアの提案した同一性保持権（「著作者ノ精神上ノ利益 (moral interests) ヲ害スベキ著作物ノ一切ノ變更ニ反對スルノ権利」）は、イギリスをはじめとする英米法系諸国の反対に遭い、「精神上ノ利益」を「名譽又ハ聲望 (honour or reputation)」の語に替え、「著作物ノ改竄、戴除又ハ其ノ他ノ變更ニシテ著作者ノ名譽又ハ聲望ヲ害スルコトアルベキモノニ対シテ異議ヲ述ブルノ権利」へと改められた。ローマ改正会議の同一性保持権は、イタリアの提案よりも保護の及ぶ範囲が狭められ、英米法系諸国も条約に参加できる¹⁾よう、ミニマムスタンダードとして定められたのである。

しかし、このローマ改正会議の同一性保持権については、その後、保護の及ぶ範囲を広げようとする動きがあり、二〇年後に開かれたブラッセル改正会議では、同一性保持権を拡大する修正規定が提案された。

ブラッセル会議では、まず、著作物への改変等が学識者の手によるもので、そのために著作者の名譽又は聲望が害されることがなくとも、著作者の人格が侵害されることはあり、また、著作物そのものが改変等されなくとも、著作物の利用

により著作者の人格が侵害されることはある、との見解が示された。¹⁰

そして、これらの見解に基づき、ローマ改正規定の「其ノ他ノ変更 (other modification)」を「いづれの利用 (any utilization)」の語に、「名譽又ハ聲望 (honour or reputation)」を「精神的利益 (spiritual interests)」の語に置き換え、「著作物の改竄、戴除又はいづれの利用にも、著作物の精神的利益を害することあるべきものに対して、異議を述ぶるの権利」

とする修正規定が提案された。¹¹

ところが、修正規定に新たに採用された「いづれの利用」の語については、概念があまりにも広すぎる、語の意味と効果に疑問がある (チエコ・スロバキア、イギリス) との反対意見が述べられ、「精神的利益」の語については、フランス、オーストリアなど数カ国がその採用を支持したものの、十分明確なものとは思われない (ノルウェー)、¹² 余りにも漠然たる思想に立脚したるもの (オランダ)、¹³ この語を宗教上の意味に用いる傾向のある若干の国では誤解の原因となるかもしれない (ポルトガル) との反対意見が述べられた。

そして「著作者の文芸的、芸術的声望 (his (the author's) literary or artistic reputation)」(ノルウェー)、「正当な精神的利益 (his just spiritual interests)」(ポーランド)「著

作物における人格的利益 (his personal interests in the work)」(スイス) の語を用いた、より制限的な内容の同一性保持権が提案された。¹⁴

しかし、これらの提案の大半についても、とりわけ英米法系諸国は反対の意向を示し、なかでもイギリスは、「人格権は条約に掲げない方がよい。……しかし第六条の二が削除できなければ、……いかなる場合でも規定の強化または発展を受諾することができない」と、ローマ改正会議におけると同じく、「著作者人格権」への消極的な態度を強く示していた。

このような状況のもとに設置されたフランス、イギリス、ノルウェー、オランダ、ポーランド、スイス、チエコ・スロバキアの代表からなる特別小委員会は、「人格権の保護を改善するように努めるも、その実績が立証されたローマ規定からはできる限り離れないようにすべし」との見解を表明し、¹⁵ 英米法系諸国と大陸法系諸国の立場の妥協を図ろうとした。同委員会は、現行条文に「包含されない場合を目的とする補足的な用語」として「著作物に対するその他の侵害」 (any derogatory action in relation to his work) を加えることを提案し、同一性保持権は、「著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名譽又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利」と、定められたのである。

(2) プラッセル改正規定の解釈

では、このプラッセル改正会議において修正された同一性保持権を通じて、著作者は「名誉又は声望を害するおそれのない改変等」や「著作物の利用による侵害」に対し、異議を申し立て得るようになったのであろうか。

「著作物の利用による侵害」への異議の申し立てについては、「著作物の利用による侵害」がプラッセル改正会議の加えた補足的な用語である「著作物に対するその他の侵害」に該当すると通常は解されることから、著作者がこれに異議を申し立てることへの異議は見受けられない。当時の会議の様を伝える論文も「プラッセルにおいて、人々はすでに、著作物もまたその性質に適した外的な配慮 (eine ihrer Naturentsprechende äußere Rücksicht) が必要であることを認識して」おり、会議では、著作物への侵害は、著作物そのものの改変等を通じてのみ生じるのではないという考えが主導的であったと述べている。¹⁵⁾

これに対し、著作者の「名誉又は声望を害するおそれのない改変等」への異議の申し立てについては、解釈が分かれています。

(A) 著作者は「名誉又は声望を害するおそれのない改変等」に異議を申し立て得るとする解釈

ローマ改正規定は、そもそも著作物の「改竄」「戴除」及

び「著作者ノ名誉又ハ聲望ヲ害スルコトアルベキソノ他ノ変更」に異議を申し立てる権利を定めていたのであり、プラッセル改正規定についても、著作者は「改竄」「戴除」に対しては「絶対的 (souverainement)、まったく自由 (toute liberté)」反対でなくとする van Lacker 教授や、プラッセル改正規定は、(イ) 著作物の「改変」「切除」「その他の変更」に反対する権利と、(ロ) 著作者の名誉又は声望を害するおそれのある「著作物に対するその他の侵害」に反対する権利、という二重に構成 (zweifache Gestaltung) された権利を定めたとする Bappert 博士や Wagner 博士は、¹⁶⁾ 著作者は「名誉又は声望を害するおそれのない改変等」にも異議を申し立て得ると説く。

仮にこの解釈を数式にすると

著作者は、
「改変」＋「切除」＋「その他の変更」＋「名誉又は声望を害するおそれのない」×「著作物に対するその他の侵害」

に異議を申し立て得る、となる。

ここでは、「名誉又は声望を害するおそれのある」は「著作物に対するその他の侵害」にのみかけられており、著作者は「改変」「切除」「その他の変更」については、それが「名誉又は声望を害するおそれのない」場合にも、異議を申し立てることができる、となる。

(B) 著作者は「名誉又は声望を害するおそれのない改変等」に異議を申し立て得ないとする解釈

これに対し、ローマ改正規定からブラッセル改正規定への条文の文法構造の変化に着目し、著作者は「名誉又は声望を害するおそれのない改変等」に異議を申し立て得ないと説く解釈もある。この解釈の主張する条文の文法構造の変化に言及するには、該当する条文箇所（関係文〈詞〉）の「名誉又は声望を害するおそれのある」を原語で比較する必要がある。

ローマ改正規定六条二

仏語正文…à toute déformation, mutilation ou autre modification de ladite œuvre, qui serait préjudiciable à son honneur ou à sa réputation.

独語訳…sich jeder Entstellung, Verstümmelung oder sonstigen Änderung dieses Werkes zu widersetzen, die seiner Ehre oder seinem Ruf abträglich sein würde.

ブラッセル改正規定六条二

仏語正文…à toute déformation, mutilation ou autre modification de cette œuvre, ou à toute autre atteinte à la même œuvre, préjudiciable à son honneur ou à sa réputation.

著作者人格権に関する一考察（その二）（戸波）

独語訳…sich jeder Entstellung, Verstümmelung oder sonstigen Änderung dieses Werkes oder jeder anderen Beeinträchtigung des Werkes zu widersetzen, welche seiner Ehre oder seinem Ruf nachteilig sein könnten.

条文を原語で比較すると、ローマ改正規定の関係文「名誉又は声望を害するおそれのある」が、単数形（仏語正文 préjudiciable / 独語訳 würde）であるのに、ブラッセル改正規定の関係文〈詞〉「名誉又は声望を害するおそれのある」は、複数形（仏語正文 préjudiciales / 独語訳 könnten）に変化していることがわかる。この解釈は、このような文法構造の変化（関係文〈詞〉の複数形化）は、関係文〈詞〉の先行詞が複数であること、すなわち、「名誉又は声望を害するおそれのある」の先行詞は「著作物に対するその他の侵害」のみではなく、すべての「変更」要件（「改変」「切除」「その他の変更」）著作物に対するその他の「侵害」であることを明確にした、と主張するのである。

仮にこの解釈を数式にすると

著作者は、
「名誉又は声望を害するおそれのある」×（「改変」＋「切除」＋「その他の変更」＋「著作物に対するその他の侵害」）

に異議を申し立て得る、となる。

ここでは、「名譽又は声望を害するおそれのある」は、すべての「変更」要件にかけられており、著作者は「改変」「切除」「その他の変更」「著作物に対するその他の侵害」については、それが「名譽又は声望を害するおそれのある」場合のみ、異議を申し立てることができる、となる。

「名譽又は声望を害するおそれのない改変等」への異議の申し立てについては、その正否をめぐり、このように(A)(B)二つの解釈に分かれているのである。

このうち、著作者は「名譽又は声望を害するおそれのない改変等」にも異議を申し立て得るとする(A)解釈は、上述の英米法系諸国と大陸法系諸国の立場の妥協が模索されたブラッセル会議の論議に鑑みると、妥協とは乖離した内容である。また、(A)解釈を採る van Isacker 教授は、(B)解釈が指摘する条文関係文(詞)の複数形化を単なるタイプミスにすぎないと主張しているが、その論拠は明確ではない、とも指摘されている。

ブラッセル会議の経過や、van Isacker 教授の主張を顧慮すると、二つの解釈のうち、後者の(B)解釈が妥当であると結論づけられよう。ブラッセル改正会議における同一性保持権拡大の試みは、ローマ改正会議と同じく、大陸法系諸国と英

米法系諸国の立場の妥協がはかられ、いわば抑制されて認められたのである。その結果、同一性保持権は、名譽又は声望を害するおそれのある「著作物の利用による侵害」については、これをその保護の対象に加えたが、「名譽又は声望を害するおそれのない改変等」については、これをその保護の対象には加えずに、英米法系諸国も条約に参加できるように、ミナムスタンダードとしての権利に留められたのである。

(3) 諸国の対応

では、このように定められたベルヌ条約の規定を前提に、諸国はどのような同一性保持権を定めているであろうか。

(A) 「名譽、声望」要件

本研究では、ベルヌ条約の「名譽又は声望を害するおそれのある」要件（以下「名譽、声望」要件とする）を手掛かりに比較を試みることにしよう。ベルヌ条約の同一性保持権を構成する要件には、この他にも「変更」要件があるが、「改変」「変更」「侵害」等の語には、翻訳による齟齬、解釈の相違があり、比較が困難であると思われるからである。ここでは、「破壊」「利用」など概念が比較的明確な場合を除き、「変更」要件には言及しないこととする。

なお、比較の対象とした諸国はすべて、同一性保持権を保護する規定を置いていた。

(表1)は、諸国の定める同一性保持権について、ベルヌ条

約の「名譽、聲望」要件におおよそ対応する条文箇所を分類し、比較した表である。(表2)は、それらを「著作者人格権」の権利個数、地域分布と共に記した図表である。

(a) 「名譽、聲望」要件をほぼそのまま採用する諸国

(表(1)(2)○印)

表(1)(2)に示されるように、ベルヌ条約の「名譽、聲望」要件をほぼそのまま採用しているのは、インド、タイ、南アフリカ、ナイジェリア、フィリピン、ポルトガル、イタリア、ロシアである。

フィリピンは、一九九七年に著作権法を改正し、それまでの「聲望を害する」という要件をベルヌ条約と同じ「名譽、聲望」要件に変更した²⁷。このフィリピンの例にもみられるように、英米法系諸国のなかでは、アジア・アフリカ諸国にベルヌ条約を重視する傾向が見られることがここでは明らかである。

ポルトガルは、²⁸一九九一年に著作権法を改正し、「変更」要件に「破壊」を加えている。ベルヌ条約は「破壊」を保護の対象には含めておらず、このポルトガルの規定は注目されるところである。

「破壊」については、従来から二つの考え方が示されてきた。一つは(イ)「破壊」は変更のひとつの形態であり、重大で深刻な変更として、同一性保持権の異議を申し立てる対象となるという考え方であり、もう一

つは、(ロ)「破壊」は、変更のひとつの形態ではなく(破壊により著作者の名譽、聲望は傷つけられることはなく)同一性保持権の異議を申し立てる対象とはならないとする考え方である。今日では前者の考え方が優勢であるとされている²⁹。

(b) 「名譽、聲望」要件に、保護を狭めるとみなされる修

正を加える諸国(表(1)(2)▲印)

「名譽、聲望」要件に、保護を狭めるとみなされる修正を加えているのは、アメリカ、カナダ、マレーシア、イギリスである。

アメリカは、「名譽、聲望」要件に「故意の」を加え、著作者による侵害の立証を難しくしている。「名譽又は聲望を害するおそれのあるいづれかの故意の」³⁰一〇六条のA(a)(三)(A)。しかし「名譽が認められている著作物」の破壊からの保護(一〇六条のA(a)(三)(B))を認めている。アメリカは、「著作者人格権」の対象を視覚芸術の著作物に限定し、保護への姿勢が極めて消極的であるが、この「破壊」からの保護規定については、パイオニア的であると指摘されている³⁰。もっとも、「名譽が認められている」という著作物の要件については、無名の芸術家を保護する視点が欠けている等の批判を受けている³¹。

カナダ、イギリスは、「名譽、聲望」要件から、侵害の蓋然性を示す「おそれのある」を外し、保護の範囲を狭めてい

- ◎ノルウェー 著作者及び著作物の文芸、学術又は芸術における声望又は個性を害するよう
な（変更を施すことはできない） 3条
- ◎スペイン 〈著作物の無傷性に対する尊重を要求する権利及び〉著作者の正当な利益又はその声望を危うくするような（改変、変更、歪曲又は著作物への毀損行為に反対する権利） 14条4
- ☆チリ いかなる（改変、切除又は）著作者の明示かつ事前の同意なき（変更）に反対する権利） 14条2
- ☆オーストリア 著作者の同意なき、又は法律の認めない（省略、付加、その他の変更を加えてはならない） 21条1
〈美術の著作物の原作品は、公に提示する方法で利用されない場合も第1項の規定を適用する〉 21条2
〈著作者が詳細には示されていない変更）に同意を与えていても）精神的利益を著しく害する（改変、切除、その他の変更）に反対することができる） 21条3
- ☆日本 〈著作物の同一性を保持する権利を有し）著作者の意に反する（変更、切除その他の改変を受けない） 20条
- ☆スイス 〈著作物を変更できるかどうか、変更するとすれば、いつ、いかにして変更できるかを決定する排他的権利を有する） 11条1a
著作者の人格を侵害する著作物のあらゆる（改変）に反対することができる） 11条2
- ☆ドイツ 著作者の正当なる精神的又は人格的利益を危うくするような（改変その他の侵害を禁止する権利） 14条
- ☆スロヴェニア 著作者の人格を害するおそれのある（改変及びその他の侵害又は著作物の利用）に反対する権利） 19条
- ◇アンドラ 〈著作物が尊重される権利） 6条1
- ◇中国 〈歪曲及び改竄から著作物を保護する権利） 10条4
- ◇ベトナム 〈あらゆる改変から著作物の無傷性を保護する権利及び、他人に著作物の内容の変更を許諾し又は禁じる権利） 751条、752条
- ◇エジプト 〈いかなる短縮、変更）に反対する権利） 9条1
- ◇フランス 〈著作物の尊重を要求する権利） 121の1条1
- ◇韓国 〈著作物の内容、形式の同一性を維持する権利） 13条
- ◇ポーランド 〈著作物の内容、形式の無傷性ならびにその適切な利用を求める権利） 16条
- ◆オーストラリア 〈改変された著作物（の複製物）を、改変されていない著作物（の複製物）として発行し、販売し、賃貸し、又は取引として販売もしくは賃貸のために提供もしくは提示してはならない） 191条
- ◆シンガポール 〈改変された著作物（の複製物）を、改変されていない著作物（の複製物）として発行し、販売し、賃貸し、又は取引として販売もしくは賃貸のために提供もしくは提示してはならない） 189条

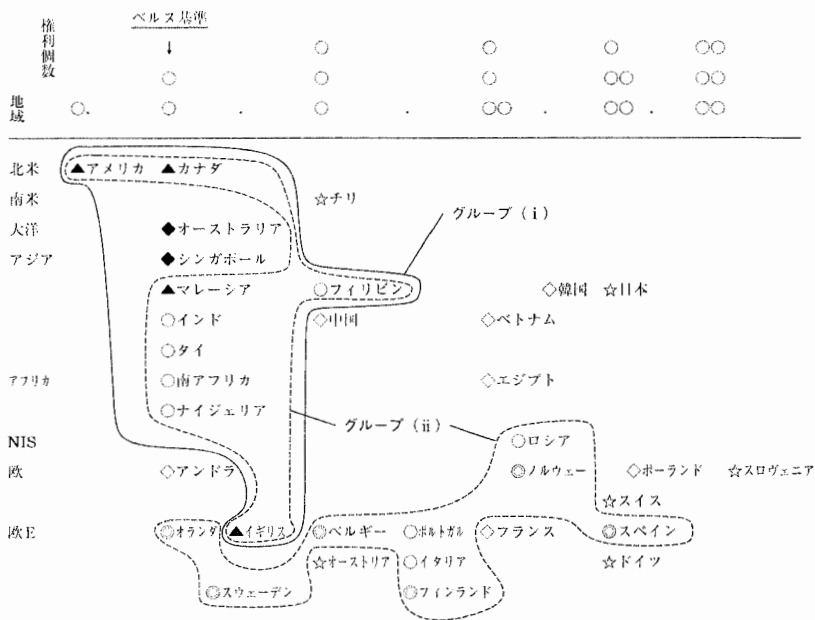
- (表1) の記号

- 「名誉、声望」要件を、ほぼそのまま採用する諸国
- ▲「名誉、声望」要件に、保護を狭めるとみなされる修正を加える諸国
- ◎「名誉、声望」要件に、保護を広げるとみなされる修正を加える諸国
- ☆「名誉、声望」要件に替えて、独自の内容の要件を定める諸国
- ◇「名誉、声望」要件に対応する要件を定めず、保護の及ぶ範囲の極めて広い諸国
- ◆「名誉、声望」要件に対応する要件を定めず、保護の及ぶ範囲の極めて狭い諸国

(表1) ベルヌ条約の「名誉、声望要件」を手掛かりにした諸国の同一性保持権の比較

ベルヌ条約	名誉又は声望を害するおそれのある(改変、切除、その他の変更又は著作物に対するその他の侵害に対して異議を申し立てる権利)	6条2
○インド	名誉又は声望を害するおそれのある(改変、切除、その他の変更又は著作物に対するその他の行為を制止し、又は損害賠償を請求する権利)	57条1b
○タイ	声望又は尊厳(dignity)を害するおそれのある(改変、短縮、翻案その他のいずれかの傷つける行為を禁止する権利)	18条
○南アフリカ	名誉又は声望を害する、あるいは害するおそれのある(改変、切除その他の変更)に反対する権利)	20条1
○ナイジェリア	名誉又は声望を害するおそれのあるあるいは害する(改変、切除、その他の変更又は著作物に対するその他の侵害に反対し、救済を求める権利)	11条1b
○フィリピン	名誉又は声望を害するおそれのある(改変、切除、その他の変更又は著作物に対するその他の侵害に反対する権利)	193条3
○ポルトガル	名誉及び声望を害するおそれのある(破壊、切除、改変又はその他の変更並びにあらゆる行為)	56条
○イタリア	名誉又は声望を害するおそれのある(改変、切除、その他の変更、著作物に対するその他の侵害に対して異議を申し立てる権利)	20条1
○ロシア	名誉及び尊厳を害するような(改変、その他の侵害から著作物を保護する権利)	15条1
	(タイ、ロシアの用いる「尊厳」(dignity)の語は、本来は、「名誉」や「声望」よりも広い概念であるが、原語の意味内容を正確に確認することができないので、本分類では、「名誉」や「声望」と同意に扱うことにした)	
▲アメリカ	名誉又は声望を害するおそれのあるいずれかの故意の(改変、切除、その他の変更を阻止する権利)	106条のA(a)(3)(A)
	名声が認められている著作物の故意又は重大な過失による(破壊を阻止する権利)	106条のA(a)(3)(B)
▲カナダ	名誉又は声望を害する(改変、切除、その他の変更、製品・サービス・主義主張(cause)・制度(institution)と結び付いた利用は、権利の侵害である)	28条2(1)
▲マレーシア	(かなり改変している変更で)名誉又は声望に悪影響を与えると合理的にみなされうる(変更の形式による提供又は提供の許諾をすることはできない)	25条(2)
▲イギリス	名誉又は声望を害する(著作物の取り扱い(treatment)に従わせない権利)	80条
◎オランダ	いかなる(変更)に反対する権利(但し、創作者の反対が不合理な場合を除く)	25条1c
	名誉又は声望又は価値をその特性において害するおそれのある(改変、切除、その他の侵害に反対する権利)	25条1d
◎フィンランド	著作者の文芸又は芸術における声望又は個性を害するような(変更を施すことはできない)	3条
◎スウェーデン	著作者の文芸又は芸術における声望又は個性を害するような(変更を施すことはできない)	3条
◎ベルギー	(著作物の尊重を求める権利を有し)いかなる(変更)に対し反対する権利)	1条§2-6
	(放棄にはかかわらず)名誉又は声望を害するおそれのある(改変、切除その他の変更又は著作物に対するその他の侵害に反対する権利)	1条§2-7

(表2) 「名誉、声望」要件を手掛かりにした同一性保持権の比較、
著作者人格権の権利個数、地域分布



— (表2) の座標軸、記号 —

縦軸：地域分布

横軸：「著作者人格権」の個数

○ 「名誉、声望」要件を、ほぼそのまま採用する諸国

▲ 「名誉、声望」要件に、保護を狭めるとみなされる修正を加える諸国

◆ 「名誉、声望」要件に、保護を広げるとみなされる修正を加える諸国

☆ 「名誉、声望」要件に替え、独自の内容の要件を定める諸国

◇ 「名誉、声望」要件に対応する要件を定めず、保護の及ぶ範囲の極めて広い諸国

◆ 「名誉、声望」要件に対応する要件を定めず、保護の及ぶ範囲の極めて狭い諸国

ベルヌ基準：ベルヌ条約は「著作者人格権」として氏名表示権と同一性保持権の2つの権利を定めている。ベルヌ基準はこの権利個数○の位置を示す。

る（「名誉又は声望を害する」カナダ二八条二（一）／イギリス八〇条）。もっともカナダは、絵画、彫刻又は版画の改変、切除、変更については、その行為自体を名誉又は声望の侵害とみなす規定（二八条二（二））を置き、著作者の侵害を立証する負担を軽減している。また、限定された内容（製品、サービス、主義主張（cause）、制度（institution）と結び付いた利用）ではあるが、「利用」を「変更」要件に加えている。

例えば、ケベック州の独立運動家であることが周知の作曲家の曲を、カナダ統一の為に販売するレコードに使うことは、利用による侵害に当たるとされている。³²

一九八八年に著作権法を改正したイギリスは、「著作物の取扱い」という「変更」要件を採用し、同一性保持権の広範な保護を定めた印象を与えている。³³しかし、この「著作物の取扱い」という概念は、「著作物へのいづれかの追加、それからの削除、変更又は翻案」（八〇条（二）（a））と定義される狭い内容の概念である。更に、この概念は、「著作物に対するその他の侵害」を対象に含めず、³⁴翻訳、編曲等をその例外としている。この例外規定については後述しよう。

マレーシアは、侵害の蓋然性を示す「おそれのある」の語に替えて、「合理的にみなされうる」という語を用い、「著作物をかなり改変している変更であつて、かつ著作者の名誉又は

は声望に悪影響を与えるものと合理的にみなされうるもの」を禁じている（二五条二）。

(c) 「名誉、声望」要件に、保護を広げるとみなされる修正を加える諸国（表（1）（2））^{◎印}

「名誉、声望」要件に、保護を広げるとみなされる修正を加えているのは、オランダ、フィンランド、スウェーデン、ベルギー、ノルウェー、スペインである。

オランダ、ベルギーは、条文を二段に分け、いわば「二段構えの同一性保持権」ともいうべき、構成の類似する規定を定めている。両国とも、一段目に、著作者は「いかなる変更」にも反対できるとする条文（オランダ25条(1)c／ベルギー一条二一六）を置き、二段目にはベルヌ条約とほぼ同じ内容の条文（オランダ25条(1)d／ベルギー一条二一七）を置いている。一段目の条文には「名誉、声望」要件が付されていない点で、両国の修正を、保護の及ぶ範囲を広げるとみなす根拠である。ここでは一段目の変更要件（変更）と二段目の変更要件（改変等）が明確に区別され、オランダは一段目の権利を放棄できると定めている（二五条後文）。この権利放棄規定については後述しよう。

フィンランド、スウェーデンは、ほぼ同じ内容の条文を定めているが、「名誉、声望」要件の「名誉」を、保護のより広い解釈が可能な「個性」³⁷の語に替え、「著作者の文芸又は

美術における声望又は個性を害するような変更」を禁じている（フィンランド三条／スウェーデン三条）。

ノルウエーは、フィンランド、スウェーデンの条文の要件に、さらに「著作物の声望又は個性」を加え、「著作者及び著作物の文芸、学術又は芸術における声望又は個性を害するような仕方での変更」を禁じている（三条）。これは、声望や個性が未だ認められていない著作者についても、優れた著作物をひとつでも世に出していれば、その権利主張を認めると解される規定である。「著作者人格権」の保護には積極的ではないと指摘されていた北欧諸国であるが、同一性保持権を定義づける条文には、このように保護を広げる工夫がなされているのである。

スペインは、「名誉、声望」要件の「名誉」を、保護のより広い解釈が可能な「正当な利益」の語に替え、「著作者の正当な利益又はその声望を危うくするような（改変、変更、歪曲又は著作物への毀損行為に反対する権利）」（二四条四）を定めている。

(d) 「名誉、声望」要件に替え、独自の内容の要件を定める諸国（表（1）（2）☆印）

ベルヌ条約の「名誉、声望」要件に替え、独自の内容の要件を採用しているのは、チリ、オーストリア、日本、スイス、ドイツ、スロヴェニアである。

チリ（「いかなる（改変、切除又は）著作者の明示かつ事前の同意なき（変更）に反対する権利」）（二四条二）、日本（「著作者の意に反して（変更、切除その他の改変を受けない）」）（二〇条）は、その要件に「著作者の同意」「著作者の意」の語を用いている。近代法創設の諸国ではなく、中南米、アジアに位置するチリ、日本が、近代市民法の原点である権利主体（著作者）の意思を重視する同一性保持権を定義づけていることは、興味深いところである。

オーストリアは、条文を三段に分け、一段目では、著作者の同意のない、又は法律の認めない省略、付加、その他の変更を禁じ（二一条一）、二段目では、美術の著作物の原作品については、公に提示されない場合にも第1項を適用して保護すると定め、三段目では、詳細には示されていない変更への同意を与えていても、精神的利益を著しく侵害する、著作物の改変、切除その他の変更については、著作者はなお同一性保持権を行使できると定めている（二一条三）。この規定については、二段目の規定が、公に提示されない美術の著作物の原作品の保護を認めていること、三段目の規定が、著作者の同意を「詳細には示されていない変更への同意」とそれ以外の同意に区別していることが、特に注目されることである。

スイス（「著作者の人格を侵害する著作物のあらゆる（改

変に反対する権利」(二二条二)、ドイツ(「著作者の正当なる精神的利益又は人格的利益を危うくするような(改変その他の侵害を禁止する権利)」(四四条)、スロヴェニア(「著作者の人格を害すおそれのある(著作物の改変及びその他の侵害又は著作物の利用に反対する権利)」(二九条)は、「人格」「人格的利益」「精神的利益」の語を用いている。ドイツは一九六五年の改正、スイスは一九九二年の改正、スロヴェニアは一九九五年の改正でこれらの語を採用したが、このことは「精神的利益」を「法的」に保護する法感覚はさ程強くなかった⁴¹⁾とされるローマ改正会議、それにブラッセル改正会議の頃とは異なり、精神的、人格的利益を保護する法感覚が、人々の間に十分に形成されてきたことを示しているといえよう。

(e) 「名誉、声望」要件に対応する要件を定めない諸国

(表(1)(2)◇◆印)

「名誉、声望」要件に対応する要件を定めず、保護の及ぶ範囲の極めて広い諸国は、アンドラ、中国、ベトナム、エジプト、フランス、韓国、ポーランドである。

フランスの同一性保持権(「著作物の尊重を要求する権利」

一二二の一条一)は、「著作者の主観性、美的、道徳的、哲学的信念を全面的に尊重」していると説明されるが、フランスをはじめとするこれらの諸国の同一性保持権は、「名誉、

声望」要件に対応する、権利を制限する要件を用いておらず、保護の及ぶ範囲が極めて広範である。

これに対し、オーストラリア、シンガポールも、「名誉、声望」要件に対応する要件を定めていないが、両国の同一性保持権は、改変された著作物(の複製物)を、改変されていない著作物(の複製物)として、発行、販売、賃貸等することのみを禁止する、保護の及ぶ範囲の極めて狭い権利である⁴³⁾。もともと、オーストラリアについては、同一性保持権をより明確に、しかも領域(文学・音楽、美術、映画)別に定める興味深い改正案が提出されている⁴⁴⁾。そのほか、これらの諸国の中では、フランスとアンドラ、オーストラリアとシンガポールの条文が、ほぼ同じ内容を定めていることも注目されるところである。

以上、ベルス条約の「名誉、声望」要件を手掛かりに、諸国の同一性保持権の比較を試みた。次に「変更権」や「監督権」など、同一性保持権に近接して定められている諸規定を検討することしよう。

(B) 「変更権」

同一性保持権の条文の中に、あるいは同一性保持権と並べて、「変更権」という名称の権利を定める諸国(オランダ、中国、ベトナム、エジプト、スイス、スペイン)もある。「変

「更権」は、「著作物に、誠実でかつ社会的慣行と合致する変更を施す権利」（オランダ法二五条四）、「著作物を変更し、あるいは著作物の変更を他人に許諾する権利」（中国法一〇条（三））、「著作物を変更できるかどうか、変更するとすれば、いつ、いかにして変更できるかを決定する排他的権利」（スイス法一一条一a）、「第三者の保有する権利と、文化財保護の要請を尊重することを条件に、著作物を変更する権利」（スペイン法一四條五）等と定められている。

「変更権」は、「同一性保持権の新しい切り口」⁴⁵であるとも評され、その積極的な性格が目されるが、いつ、どのよう⁴⁶に主張できるかが、必ずしも明確ではないと指摘される権利である。著作物一般を対象としているが、その具体的な行使は出版物の再版など、社会的な取引慣行等が許す範囲に限定されるのではないだろうか。

Cohen Jehoram 教授は、オランダの「変更権」の例に、學術著作物の再版の際に修正を求めることを挙げ、画家が美術館に一度売った絵画を、画歴が青の段階に入ったからといって、美術館に駆け込んで青一色にすることはできず、この権利が社会的な取引慣行に制限されていると主張する⁴⁷。

(C) 「監督権」

同一性保持権と並べて、あるいは建築の著作物や上演に関する規定の中に、著作者の監督する権利を定める諸国もある。

一般的な文言を用いて「監督権」を定めているのは、ポランド（「著作物の利用態様を監督する権利」（二六条五））である。

建築や彫刻の著作物の建設を監督する権利を定めているのは、ポルトガル（六〇条一）である。

著作物の上演を監督する権利を定めているのは、チリ、ポルトガル、イタリア、スペイン、スロヴェニア等である。著作物の上演を監督する権利は、著作者による上演の監視（チリ（六〇条（二））、ポルトガル一三三條（二）（f）、イタリア一三八條（二）、スペイン七八條三、スロヴェニア九七條、配役や指揮者等の決定への関与（チリ六〇條（三））、ポルトガル一一三條（二）（b）、イタリア一三八條（三三）、稽古への参加（ポルトガル一一三條（一）（c））などを、その内容としてしている。

「監督権」は、著作者の権利を実現するために、著作者が積極的に関与することを導く権利であるといえよう。

(D) 同一性保持権を補強するその他の規定
特定の著作物や著作物の特定の利用形態について、「破壊の禁止」や「同意のない変更の禁止」を定める諸国もある。

「視聴覚著作物」について、著作者人格権の行使を決定版に限定し、その決定版の破壊を禁止しているのは、ベルギー（二六条三）、スペイン（九三條二）である。

「上演」について、著作者の同意のない変更を禁止しているのは、チリ（六〇条（二））、ポルトガル（一一五条（三））、イタリヤ（一三八条（一））、スペイン（七八条（二））等である。また、「上演」を、「著作者人格権」を侵害しない技術的条件の下で行うことを求めているのは、フランス（一三二条（二））、スペイン（七八条（二））である。

「出版」について、著作者の同意のない変更を禁止しているのは、スペイン（六四條）、フランス（一三二条（一））である。フランスは文書による同意を求めている。

「建築や彫刻の著作物」の建設の変更について、著作者と事前の協議（六〇条（二））を求め、映画の著作物（一二九条（一））や、レコード、ビデオグラムの固定（一四六条）等の変更について、著作者の文書による同意を求めているのは、ポルトガルである。

これに類似する規定には、ドラマ、オペラ、音楽著作物の、文書による同意のない変更を禁止する、カナダの罰則規定（四三条（二））がある。

特定の著作物や著作物の特定の利用形態を対象とするこれらの規定は、著作権の譲渡等を通じて、弱い立場に立たされた著作者の同一性保持権を、具体的に補強している規定といえよう。

(E) 小括

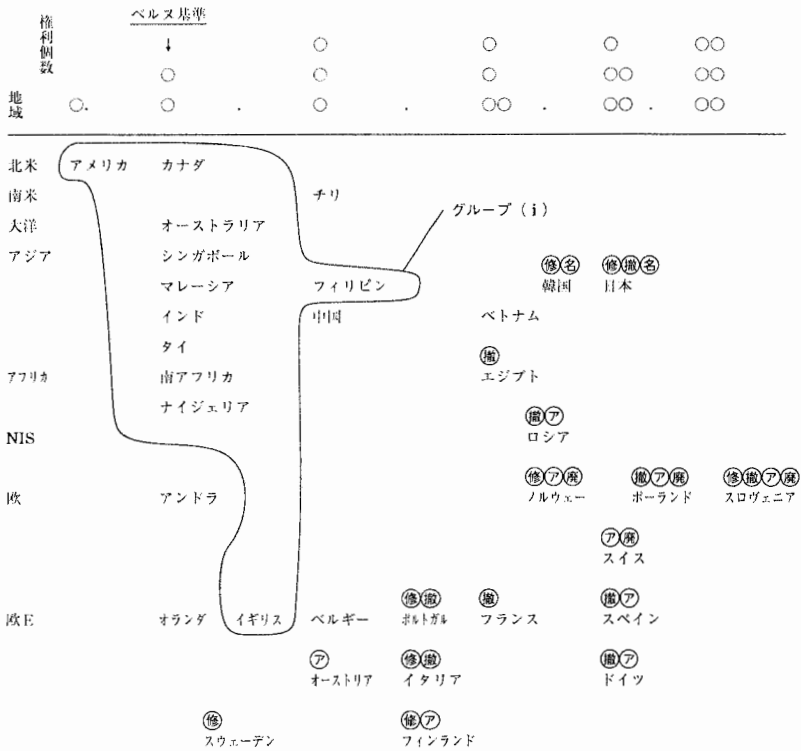
表（一）（二）は、多くの諸国（三三か国中一八か国）が、その同一性保持権を、ベルヌ条約の「名譽、聲望」要件に基づいて定めていることを示している（グループ（ii））。

もっとも、「名譽、聲望」要件をそのまま採用する諸国（〇印）の数は少なく（三三か国中八か国）、英米法系諸国（一か国（グループ（i））のなかでは五か国（〇印）、大陸法系諸国（二か国のなかでは三か国（〇印））である。そのうち、英米法系諸国については、アジア・アフリカ諸国にベルヌ条約を重視する傾向がみられる。大陸法系諸国については、ポルトガルが「変更」要件に「破壊」を加え、ベルヌ条約よりもその保護を拡大していることが注目される場所である。

「名譽、聲望」要件に、保護を狭めるとみなされる修正を加えているのは、英米法系諸国の四か国（▲印）である。しかし、このグループのなかにも、絵画、彫刻等への侵害のみなし規定（カナダ）や著作物の「破壊」からの保護規定（アメリカ）のように、同一性保持権への積極的な姿勢を示す規定が見受けられた。

「名譽、聲望」要件に、保護を広げるとみなされる修正を加えているのは、大陸法系諸国の六か国（◎印）である。これらの諸国は、規定を二段構えにする工夫や、「著作者の個性」「著作物の声望又は個性」「著作者の正当な利益」などの

（表3）修正権、撤回権、アクセス権、廃棄通知受諾権、名誉権と著作者人格権の権利個数、地域分布



－（表3）の座標軸、記号－

縦軸：地域分布

横軸：「著作者人格権」の個数

⓪：修正権

Ⓛ：撤回権

Ⓜ：アクセス権

Ⓢ：廃棄通知受諾権

Ⓢ：名誉権

語を用いて、より広範な同一性保持権を定めていた。

ベルヌ条約の「名譽、聲望」要件に替え、独自の内容の要件を定めている諸国（☆印）は、いずれも大陸法系諸国に属していた。独自の内容の要件には、「著作者の同意」「人格」「人格的利益」「精神的利益」等の語が用いられていた。また、公に提示されない美術の著作物の原作品の保護や、「著作者の同意」が詳細であるか否かに言及する、注目される規定（オーストリア）も定められていた。

ベルヌ条約の「名譽、聲望」要件に対応する要件を定めず、保護が極めて広範な諸国には、大陸法系諸国のアンドラ、中国、ベトナム、エジプト、フランス、韓国、ポーランド（◇印）が属していた。また、「名譽、聲望」要件に対応する要件を定めず、保護の極めて狭い諸国には、英米法系諸国のオーストラリア、シンガポール（◆印）が属していた。

「名譽、聲望」要件を手掛かりにした比較についてみる限り、ここには、英米法系諸国の同一性保持権への消極的な姿勢、大陸法系諸国の同一性保持権への積極的な姿勢をみるることができる。

また、フィンランドとスウェーデン、フランスとアンドラ、オーストラリアとシンガポールのように、類似する規定を定めるグループも観察された。

同一性保持権に近接する権利には、その積極的な性格が注

著作者人格権に関する一考察（その二）（戸波）

目される「変更権」や、著作者の権利の実現への積極的な関与を導く「監督権」が定められていた。

同一性保持権を具体的に補強する規定には、特定の著作物や特定の利用形態に関する「破壊の禁止」や「同意のない変更の禁止」規定などが定められていた。

次に、「その他の権利」に着目し、諸国の「著作者人格権」を比較することに移ろう。

5、その他の比較

表（3）は、新しい内容の「著作者人格権」である「修正権」「撤回権」「アクセス権」「廃棄通知受諾権」「名譽権」を定める諸国と「著作者人格権」の個数、地域分布を図表にしたものである。

(1) 修正権

著作者が、既に公表した著作物を修正、改善することのできる「修正権」は、出版物の再版（フィンランド三六条、スウェーデン三六条、ポルトガル一〇五条、イタリア二二九条、韓国五六条、ノルウェー三九一条、日本八二条、スロヴェニア九〇条）や上演（ポルトガル一三三条）について定められている。

出版物の「修正権」は、出版権者の利益を配慮し、一定の

範囲で認められる権利である。その前提には、修正費用が不当でないこと、又は修正費用を負担すること（フィンランド、スウェーデン、イタリア、ノルウェー、スロヴェニア）、著作物の性格や性質を変えない修正であること（フィンランド、スウェーデン、ポルトガル、イタリア、ノルウェー、スロヴェニア）、正当な範囲での修正であること（韓国、日本）等が、挙げられている。

上演される著作物の「修正権」については、上演権者の利益を配慮し「著作物の一般的構成を害さず、その演劇的若しくは興行的利益を減少せず、又は稽古若しくは上演のプログラム作成を害しない」（ポルトガル一三（一）（a）条）ことが、その前提に挙げられている。

また、ドイツのように、出版権法（Gesetz über das Verlagsrecht）（一二条）を通じて修正権を定める国もある。

(2) 「撤回権」

著作者が、確信の変更等を理由として、著作物を流通から撤回することのできる「撤回権」は、ポルトガル（六二条）、イタリア（二四二条）、エジプト（四二条）、フランス（二二一条四）、ロシア（二五二条）、日本（八四三条）、ポーランド（五六条）、スペイン（一四六条）、ドイツ（四二条）、スロヴェニア（二〇条）が定めている。

「撤回権」も、一定の範囲で認められる権利であり、その

前提には、重大な人格上の理由・確信の変更等の理由があること（ポルトガル、イタリア、エジプト、日本、ポーランド、スペイン、ドイツ、スロヴェニア）、生じる損害を賠償すること（ポルトガル、イタリア、エジプト、フランス、ロシア、日本、ポーランド、スペイン、ドイツ、スロヴェニア）、撤回後の利用は前権利者を優遇すること（フランス、ポーランド、スペイン、ドイツ、スロヴェニア）等が、挙げられている。

また、フランス（コンピュータ・プログラム）、ロシア（職務著作物）、ポーランド（建築著作物、視聴覚著作物）、スロヴェニア（コンピュータ・プログラム、視聴覚著作物、データベース）のように、特定の著作物を対象から除外したり、日本のように、対象となる著作物を出版物に限定し、複製権者にのみ権利の行使を認める、極めて限定した「撤回権」を定める国もある。⁴⁸

「撤回権」については、著作者の確信の変更は、新たな著作物の公表等を通じて表明すればよく、著作物の撤回まで認める必要はないとする批判や、行使されることの少ない権利であるとの指摘もある。⁴⁹しかしながら、「撤回権」は、社会的、政治的事情等から、著作者には「撤回権」の行使を通じてのみ、その人格価値を保護することのできる極限的な状況があると考えられ、認められている権利である。⁵⁰

撤回権を行使する理由には、反宗教的な見解を示していた者の改宗、学問上の新たな認識への到達、政治的状況の変遷等が挙げられている。⁵¹⁾

(3) アクセス権

著作者に、オリジナルや希少な複製物への接近を認める「アクセス権」は、フィンランド（五二条、一九九五年改正で追加）、オーストリア（二二条）、ロシア（二七条）、ノルウェー（四九条）、ポーランド（五二条三）、スイス（二四条一）、スペイン（二四七条七）、ドイツ（二五七条）、スロヴェニア（三二四条一）が定めている。

「アクセス権」も、一定の範囲で認められる権利であり、その前提には、複製、翻案、公表等への目的の限定（フィンランド、オーストリア、ロシア、スペイン、ドイツ、スロヴェニア）、所有者や占有者の利益を配慮すること（フィンランド、オーストリア、ポーランド、スイス、スペイン、ドイツ、スロヴェニア）等が、挙げられている。また、フィンランドやロシアは、権利の対象を美術の著作物に限定し、ノルウェーは、裁判所の判断をアクセスの前提にしている。

アクセス権は、著作者とその個性を担うオリジナル等の作品との人格的な結びつきを保護する権利である。⁵²⁾ この権利に拠り、例えば、作品展を開催しようとする芸術家は、手離した自らの作品にアクセスし、複製することが認められる。

(4) 「廃棄通知受諾権」

著作者人格権に関する一考察（その二）（戸波）

著作者がオリジナルの廃棄の通知を受ける権利は、ノルウェー（四九条）、スイス（二五七条）、ポーランド（三二二条）、スロヴェニア（四五七条）が定めている。

ノルウェーは、「著作者が生存の場合に」「適当な時期に」「特に不利益を伴わなければ」に著作者に廃棄を通知しなければならぬと、やや消極的に定めているが、スイスは、「著作者に対して予め取り戻しを申し出ることなく、著作物を破壊することはできない」「取り戻しの対価として材料分を超えるものを請求することはできない」「取り戻しができないときは、著作者に対して相当なる方法で原作品を模写する便宜を与えなければならない」等と、より積極的、具体的に定めている。もつとも、建築の著作物については、撮影あるいは模写のみを認めている。

スロヴェニアは、スイスに極めて類似する規定を定めている。ポーランドは、保護の対象を公の場にある美術の著作物のオリジナルに限定している。

「廃棄通知受諾権」は、上述した著作物の「破壊からの保護規定」（ポルトガル、アメリカ）と比べると、実現可能性の高い、現実的な内容の権利であり、多いに注目される権利である。⁵³⁾

(v) 「名誉権」

著作者の名誉（又は声望）を害する方法により著作物を利

用する行為を、著作者人格権への侵害とみなす「名誉権」を定めているのは、韓国（九二条二）、日本（一一三条三）である。アジアに位置する両国が、新しい視点から「著作物の利用による侵害」を保護していることは興味深いところである。⁵⁴⁾

(6) 小括

表(3)は、新しい内容の「著作者人格権」（修正権）八か国、「撤回権」一〇か国、「アクセス権」九か国、「廃棄通知受諾権」四か国、「名誉権」二か国）を定めているのは、もっぱら大陸法系諸国であることを示している。

これらの大陸法系諸国は、新しい「著作者人格権」を、利用権者や所有者等の立場を配慮する、現実的な内容の権利として定めていた。そのなかには、著作物のオリジナル等に着目する保護規定（アクセス権、廃棄通知受諾権）も含まれていた。また、アジアの諸国（韓国、日本）が、著作物の利用による侵害に対して、新たな視点を加えた保護を定めていることも注目された。

以上、諸国の法制にみる「著作者人格権」について、「同一性保持権の軸」に基づく比較、「その他の比較」を試みた。「同一性保持権の軸」に基づく比較からは、ベルヌ条約が諸国の同一性保持権の規定に与えている影響、英米法系諸国と

大陸法系諸国の規定の傾向、保護を広げる規定の工夫、類似する規定を定めるグループの存在、同一性保持権に近接する権利や同一性保持権を補強する規定の存在などが明らかになった。

また、「その他の比較」からは、新しい内容の「著作者人格権」が専ら大陸法系諸国に定められていることや、利用権者等の立場を強く配慮する権利内容であることなどが明らかとなった。

注

- (1) 前稿（筑波法政22号）二一六頁以下。Sam Ricketson: *The Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works: 1886-1986, 1987*, pp. 459 et seq.
- (2) 社会教育局著作権課「ベルヌ条約ブラッセル会議議事録」（仮訳）昭和二十九年三五頁以下。
- (3) 前掲注(2)三七頁。
- (4) 前掲注(2)四六頁。Alfred Baum: *Die Brüsseler Konferenz zur Revision der Revidierten Berner Übereinkunft*, GRUR, 51. Jahrg. Nr. 1/2, 1949 S. 12f.
- (5) Sam Ricketson: *supra* note 1, p. 464.
- (6) 前掲注(2)四四頁。
- (7) 前掲注(2)四四頁。

- (8) 前掲注(2)六〇頁。
- (9) Sam Ricketson : supra note 1, p.464.
- (10) Sam Ricketson : supra note 1, p.464.
- (11) 前掲注(2)五六頁。
- (12) 前掲注(2)五九頁。
- (13) 前掲注(2)五九頁。
- (14) Sam Ricketson : supra note 1, p.469.
- (15) Bénigne Mentha : Einige Gedanken zum Urheberpersönlichkeitsrecht, GRUR Int. 1973, Heft 6/7, S. 295f.
- (16) par Frans van Isacker 教授は「ローマ規定の「削除」「滅除」を非常に広くとらえ、「その他の変更」は「著作者が神経過敏に指摘する印刷ミス等」を指しているに過ぎないと解していた。そして、ブラッセル改正規定は、著作者が神経過敏に指摘する印刷ミス等を指す表現としては適当な表現ではなから「その他の変更」を「著作物に対するその他の侵害」の語に置き換えた」と説明している。Vgl. par Frans van Isacker : Le pèlerinage d'Echternach, RIDA 54(1967), p. 270 ets.
- (17) Bappert/Wagner : Internationales Urheberrecht, 1956, S. 87 ff. 半田正夫教授は「Walter Bappert 博士と Egon Wagner 博士の解釈を日本に早くから紹介された(著作権の一元的構成について)『北大法学論集』五卷(三三)一九六四、四九三頁」わが国の著作権法改正の際に、立法者がとった解釈と両博士の解釈との関連を指摘されている(シモン・ジウム「著作権法制と人格権」著作権研究(三三)号(一九九六)五七頁)。
- (18) Wilhelm Nordemann / Kai Vinck / Paul W. Hertin : Internationales Urheberrecht und Leistungsschutzrecht der deutschsprachigen Länder unter Berücksichtigung auch der Staaten der Europäischen Gemeinschaft, Kommentar, 1977, S. 65 ff.
- (19) Gerhard Schriker 教授の編纂するロマンタールの中で、Adolf Dietz 博士は同じ解釈を示している。Vgl. Gerhard Schriker (Hrsg.) : Urheberrecht, 1987, S. 262.
- (20) Actes de la Conference de Rome, 1929, p. 201.
- (21) Meunacker / Schulze : Urheberrechtskommentar, Band 3, Anhang B 1.
- (22) BUREAU DE L'UNION INTERNATIONALE : LE DROIT D'AUTEUR, 1948, p.77.
- (23) Montg-Nicolini : Urheberrechtsgesetz, 1970, S. 763f.
- (24) 「改変」「削除」「その他の変更」「著作物に対するその他の侵害」など「侵害の態様を示す要件は」「変更」要件 (Tatbestände der Veränderung) と呼ばれつおり、本論文でもこの語を用いた。Vgl. Wilhelm Nordemann / Kai Vinck / Paul W. Hertin : a.a. O. (anm. 18) S. 65f.
- (25) par Frans van Isacker : supra note 16, p.274.
- (26) Sam Ricketson : supra note 5, p. 473. (17) Ricketson 教授は「改変」の概念を並列的に用いている。小泉直樹「著作権」民法雑誌一一六卷四・五号(一九九七)六一〇頁の注(一)参照。
- (27) 例えは、Adolf Dietz 教授は「侵害 (Beinträchtigung)」や「改変 (Einstellung)」の上位概念であるが、Paul Hertin 教授は「両概念を並列的に用いている」。Vgl. Gerhard Schriker (Hrsg.) : Urheberrecht, 1987, S. 266. ; Fommm / Nordemann :

- Urheberrecht, 1994, S. 155.
- (20) CBSI EDITORIAL STAFF: INTELLECTUAL PROPERTY CODE of the Philippines and Related Laws, 1998, p. 84.
- (21) ホルトガルの同一性保持権については、「名義」「声望要件」を「条文の4番目の「変更」要件の「おそれる行為」のみにかかると解し」「保護を広くするべきものではない」とある(表(一)参照)。「条文の文法構造が【「破壊」+「削除」+「改変」+「その他の変更」+「名義及び声望を害するおそれる行為」】×「あらゆる行為」】とも読み取れるからである。しかし、本研究では、「名義及び声望を害するおそれる行為」をすべし「変更」要件にかける Adolf Dieltz 教授の解釈に従った。Vgl., Adolf Dieltz: Das Urheberrecht in Spanien und Portugal, 1990, S. 84 ff.
- (22) Adolf Dieltz: Das Droit Moral des Urheber im neuen französischen und deutschen Urheberrecht, 1968, S. 111 ff.; Legal Principles of Moral Rights (Civil Law), "The moral right of the author" ALAI Congress of Antwerp, 1983, p. 76.; Nicola Schofer: Die Rechtsverhältnisse zwischen dem Urheber eines Werkes der bildenden Kunst und dem Eigentümer des Originalwerkes, 1984, S. 155 f. など。ブラマッセル改正会議とは「破壊」からの保護を定める提案がなされたが、この提案は採択されず、諸国の国内法に保護を定める提言のみがなされた。Vgl. Sam Ricketson: supra note 1, p. 470.
- (23) アメリカは「の点に關し」ベルヌ条約の「著作人格権」の基準を「画い」て「その権利を保護する」。Vgl. William A. Tannenbaum: US Copyright Law After the Berne, Moral Rights and 1990 Amendments, [1991] 12 EIPR, pp. 454 et seq.
- (11) Jochen Dieselhorst: Das Ende des "amoralen" Copyright?, GRUR Int. 1992, S. 907 ff.
- (12) Ysolde Gendreau: Moral Rights "Copyright and Confidential Information Law of Canada", 1994, p. 177 (Ann. 60).
- (13) Gerald Dworkin: Moral rights and the Common Law countries, "The moral right of the author", ALAI Congress of Antwerp, 1993, p. 99.
- (14) Gerald Dworkin: supra note 33, pp. 99 et seq.
- (15) 「の例外規定の正当性には疑問が提示されよう」。Vgl. W. R. Cornsich: Moral Rights Under the 1988 Act, [1989] 12 EIPR, p. 449.
- (16) 一九九八年八月、筆者が滞在していたマックス・プランク研究所 Adolf Dieltz 教授の示された見解である。
- (17) スウェーデン法制定に際しては、「制定にかかわった委員会のなかで」「個性」の語に著作者の視点を含めるか否かについて見解の相違があったと云う。最終的には、「声望」とはほぼ同じ客観的基準を解するとの見解のみに「個性」の語を採用したが、裁判所の判決には、著作者の視点を含めた「個性」の語の解釈がみられると云う。Vgl. Stig Stromholm: Droit Moral—The International and Comparative Scene from a Scandinavian Viewpoint, IIC, Vol. 14 No. 1 / 1983, pp. 30 et seq.
- (18) Quellen des Urheberrechts B-4, 1997, Norwegen, S. 18 f.
- (19) Åke Löfgberg: Einige aktuelle Fragen in schwedischen Urheberrecht, UFITA 63 (1972), S. 76.
- (20) Egen Umer: Urheber- und Verlagsrecht, 3. Aufl., 1980, 217 f. Gerhard Schricker 教授の「の条文を改変からの保護を

変更への同意を結びつける興味深い規定として注目している。

221.

- Gerhard Schriker: Urheberpersönlichkeitsrecht, in G. Schriker(Hrsg.), Urheberrecht auf dem Weg zur Informationsgesellschaft, 1997, S. 91.
- (41) 齊藤博「著作者人格権の理論的課題」『民商法雑誌』二六卷六号(一九九七)八二八頁。
- (42) Adolf Dietz: supra note 29 (Legal Principles of Moral Rights), p. 75.
- (43) Stanforth Ricketson: The Law of Intellectual Property, 1984, pp. 429 et seq.
- (44) The Parliament of the Commonwealth of Australia: Copyright Amendment Bill 1997, pp. 10 et seq.
- (45) Carine Doutrépoint: Das droit moral in der Europäischen Union, GRUR Int., 1997, S. 299.
- (46) Quellen des Urheberrechts B-I, 1997, China, S. 19.
- (47) Herman Cohen Jehoram: National Report on moral right in The Netherlands, "The moral right of the author" ALAI Congress of Antwerp, 1993, p. 183.
- (48) わが国の撤回権制度は、「局限されたものである」と指摘されている。齊藤博「概説著作権法(第三版第二刷)」(一粒社、一九九六年)一一四頁。
- (49) Adolf Dietz: supra note 29 (Legal Principles of Moral Rights), p. 59.
- (50) Adolf Dietz: supra note 29 (Legal Principles of Moral Rights), p. 59.
- (51) Heinrich Hubmann: Urheber- und Verlagsrecht, 6. Aufl., S. 221.
- (52) Heinrich Hubmann: a.a.O. S. 169f.
- (53) Eugen Ulmer 教授のこの権利への着目については前稿注(29)参照。最近のドイツの学説には、このスイスの規定に示される考案者が浸透していると思われる。Vgl. Hanno Schack: Urheber und Urhebervertragsrecht, 1997, S. 162.
- (54) 「名誉権」は「著作者人格権と民法上的人格権との中間領域に位置するようなもの」として定められたとされる。加戸守行「著作権法逐条講義改訂新版」(著作権情報センター、一九九四)五六五頁。

(社会科学研究科 法学専攻博士課程)